

介護職員初任者研修 ・ 生活援助従事者研修

受講経費を助成します！

対象事業者

介護保険法に基づくサービスを提供する県内の事業所を運営する法人 ※個人単位での申請はできません

対象となる経費

- ・ 事業者が研修事業者に直接支払った受講経費 又は
- ・ 介護職員が負担した受講経費に対して当該職員に支払った支給金

※ 領収書の日付は、平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月13日までのものに限りです。

対象となる介護職員の要件

- ① 平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月13日までに受講を開始・修了している者。
- ② 申請時点で事業者が運営する県内の事業所に、介護職員として3か月以上継続して就労しており、かつ、申請時においても就労が継続されている者。

※ 本事業の申請に係る研修経費について、他に補助や助成を受けている場合は対象外です。

補助金額

- ・ 介護職員初任者研修 上限8万円/1人
- ・ 生活援助従事者研修 上限4万円/1人

申請方法

要件を満たした時点で、速やかに下記の書類を揃え提出してください。

- ① 交付申請書(第1号様式)
- ② 所要額(精算額)調書(別紙1-1)
- ③ 受講した介護職員の就労証明書(別紙1-2)
- ④ 受講経費の領収書(原本)又はクレジット契約証明書(利用証明書)
- ⑤ 受講料、テキスト代等の内訳が分かる書類(研修案内等)
- ⑥ 補助事業者が介護職員に研修費用を支給した場合は、支給明細書の写し
- ⑦ 研修機関が発行する修了証明書(写)

※ 詳細は、「介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金交付要綱」及び「募集案内」をご覧ください。

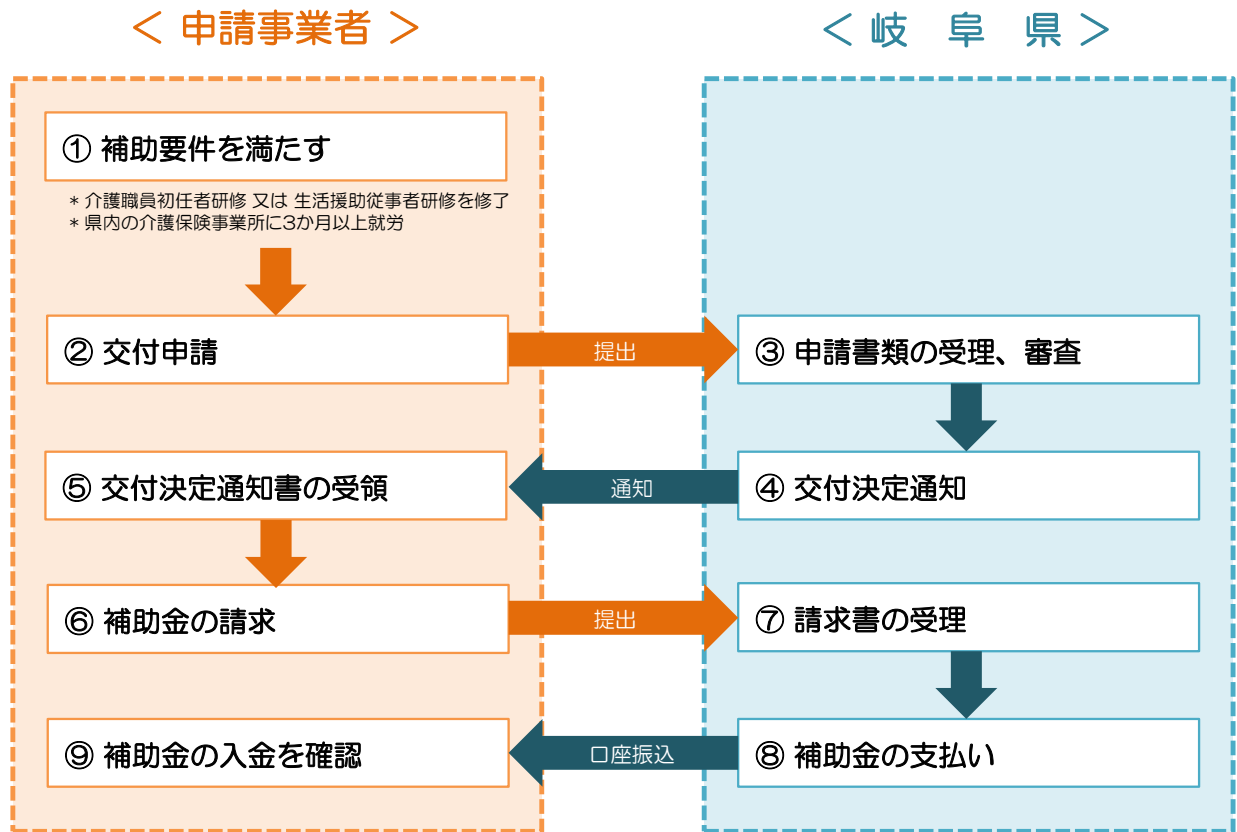
※ 要綱及び提出書類の様式は、県高齢福祉課のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/h31shoninsyakensyu.html>

申請受付期間

平成31年7月2日(月) ～ 平成32年(2020年)3月13日(金) <必着>

申請の流れ



問合せ・申込先

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号(県庁10階)
TEL:058-272-8289 FAX:058-278-2639
E-mail:c11215@pref.gifu.lg.jp

※下記を切り取り、封筒に添付してご郵送下さい。なお、封筒の裏面に①法人の住所、②名称を必ずご記入願います。

----- きりとり線 -----

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号(県庁10階)
岐阜県健康福祉部高齢福祉課 長寿社会推進係 行
「介護職員初任者研修支援事業費補助金 申請書在中」

法人名 _____